

○平成九年郵政省告示第百八号（無線設備規則第五十七条の三各号の条件を適用しない送信装置を使用する無線局及び当該無線局の無線設備に係る周波数の許容偏差又は占有周波数帯幅の許容値を定める件）の一部を改正する告示案 新旧対照表 （傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
無線設備規則第五十七条の三各号の条件を適用しない送信装置を使用する無線局	周波数の許容偏差又は占有周波数帯幅の許容値	無線設備規則第五十七条の三各号の条件を適用しない送信装置を使用する無線局	周波数の許容偏差又は占有周波数帯幅の許容値
一～三（略）	（略）	一～三（略）	（略）
四 F-D電波又はF-E電波九二八・五MHzを超え九二九MHz以下の周波数を使用する単一通信路の陸上移動局（スポーツの競技訓練を行うことを目的として開設するものに限る。）	占有周波数帯幅の許容値 二〇〇kHz		